

令和3年6月10日

各位

石巻商工信用組合

「新型コロナウイルス感染症伴走支援型資金」の取扱いについて

石巻商工信用組合では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者の皆さまの資金繰り円滑化を図るとともに、当組合が当該中小企業者の皆さまに対して継続的な伴走型での支援を実施することにより、経営の安定や生産性の向上を図ることを目的に創設されました「新型コロナウイルス感染症伴走支援型資金」の取扱いをしておりますので、お気軽にご相談ください。

● 「新型コロナウイルス感染症伴走支援型資金」の主な特徴

1. 経営計画書の策定と伴走支援

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者の皆さまが、当組合との対話を通じて経営行動計画書を策定し、継続的な伴走支援を行います。

2. 保証料の一部を国が補助

保証料率は0.85%（経営者保証免除対応を適用する場合は1.05%）で、国が0.65%（経営者保証免除対応を適用する場合は0.85%）に相当する額の保証料を補助するため、中小企業者の皆さまのご負担は一律0.2%相当となります。

3. フォローアップ

当組合では、原則として5事業年度にわたり、四半期ごとにフォローアップを実施します。中小企業者の皆さまの経営状況を確認するとともに、経営行動計画書の実行状況の報告を受け、必要に応じて中小企業診断士による経営相談のほか、外部機関との連携による経営支援を行います。

なお、一定の改善があった中小企業者の皆さまについては、フォローアップの回数は年1回となります。

※詳しい内容等につきましては、各営業店へお気軽にお問合せください。



石巻商工信用組合

本店営業部 0225-95-3331
前谷地支店 0225-72-3079
湊支店 0225-96-8311
蛇田支店 0225-93-8081

中里支店 0225-96-2075
松島支店 022-354-3426
矢本支店 0225-82-6866
大街道支店 0225-95-9511

飯野川支店 0225-62-2311
豊里支店 0225-76-3024
登米支店 0220-52-3252
渡波支店 0225-25-0855

「新型コロナウイルス感染症伴走支援型資金」のご案内

事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症の中小企業者の資金繰り円滑化を図るとともに、金融機関が当該中小企業者に対して継続的な伴走型での支援を実施することにより、経営の安定や生産性の向上を図ることを目的として創設された資金です。
- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者が金融機関との対話を通じて経営行動計画書を策定し、金融機関が中小企業者に伴走的な支援を行います。
- 保証料率は、0.85%（経営者保証免除対応を適用する場合は、1.05%）で国が0.65%（経営者保証免除対応を適用する場合は0.85%）に相当する額の保証料を補助するため、中小企業者の負担は、一律0.2%相当額になります。
- 金融機関は、原則として、5事業年度にわたり、四半期毎にフォローアップを実施します。中小企業者の経営状況を確認するとともに、経営行動計画書の実行状況を受け、必要に応じて指導・助言等の追加的な支援が行われます。なお、一定の改善があった中小企業者は、フォローアップの回数が年1回となります。

「新型コロナウイルス感染症伴走支援型資金」のご案内			
	セーフティネット保証4号	セーフティネット保証5号	危機関連保証
ご利用いただける方 ※前年実績の無い創業者や、業容拡大した方について、認定基準の運用が緩和されています。詳しくは市町村にお問い合わせください。	次の要件に該当し、市町村長の認定を受けた中小企業者 (イ) 県内において1年間以上継続して事業を行っていること (ロ) 災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること	次の要件に該当し、市町村長の認定を受けた中小企業者 指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少していること ※売上高等の減少率が5%～15%未満の場合は対象外となります。	次の要件に該当し、市町村長の認定を受けた中小企業者 (イ) 金融取引に支障を来しており、金融取引の正常化を図るために資金調達を必要としていること (ロ) 経済産業大臣が指定した案件に起因して、原則として、最近1ヶ月間の売上高等が前年同月比で15%以上減少しており、かつ、その後2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少することが見込まれること
融資限度額	4,000万円		
資金用途	運転資金・設備資金		
利率	年1.60%以内		
償還期間	10年以内(うち据置5年以内)		
保証料	年0.85% ※経営者保証免除対応を適用する場合、年1.05%		
保証料補助	0.65%に相当する額(経営者保証免除対応を適用する場合は、0.85%)を国が補助 中小企業者は一律0.2%相当額の負担となります。 ※条件変更保証料は、補助対象外です		
保証人	原則として法人代表者以外不要		
担保	必要に応じて徴求		
取扱期間 (注1)(注2)	令和3年4月1日(木)から令和4年3月31日(木)までに保証申込を受け付けたもの ただし、危機関連保証の認定を受けたものについては、令和3年12月31日融資実行分まで		

(注1)令和3年6月10日現在。(注2)取扱期間については延長となる場合があります。

手続きの流れ※本資金は、市町村長の認定が必要です

①市町村へ認定申請
【中小事業者】

②当組合へ
融資の申込み

③審査
【当組合】・【保証協会】

④融資実行
【当組合】

ご利用にあたってのご注意

- 融資実行までの期間短縮のため、事前にご相談されることをお勧めします。
- 認定書は融資が確実に実行されることを約束するものではありません。

お申込み・お問合せ先



本店営業部 0225-95-3331 中里支店 0225-96-2075 飯野川支店 0225-62-2311 前谷地支店 0225-72-3079
 松島支店 022-354-3426 豊里支店 0225-76-3024 湊支店 0225-96-8311 矢本支店 0225-82-6866
 登米支店 0220-52-3252 蛇田支店 0225-93-8081 大街道支店 0225-95-9511 渡波支店 0225-25-0855